

## 会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第4回）
開催日時	平成27年7月27日（月曜日）午前9時30分から10時45分まで
開催場所	田無庁舎 3階庁議室
出席者	委員：原田久会長、和光浩樹職務代理、甚野征雄、高木保男、武田五郎、菱山園子、本橋貞行、（敬称略） 事務局：大久保総務部長、白井職員課長、飯島副参与、河合職員課人材育成推進係長、山田職員課人材育成推進係主査、加藤職員課給与厚生係主査、佐々木職員課給与厚生係主任、笹野職員課給与厚生係主事
議題	特別職の職員の報酬等について
会議資料の名称	平成27年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長： これより第4回西東京市特別職報酬等審議会を始めます。 本日は三人の委員が欠席との報告が事務局よりありました。 次に傍聴人の方についての報告を事務局からお願いします。</p> <p>○事務局： 傍聴席を8席用意しております。本日は3名、傍聴希望者がおります。</p> <p>○会長： 定員以内なので傍聴を認めますのでご案内してください。</p> <p><b>（※傍聴を承認、傍聴人入室）</b></p> <p>○会長： 審議に入りたいと思いますが、前回の復習からさせていただきます。前回は最終的な答申案の内容から決定の機会でした。今回は前回の実質的な議論が、うまく答申案に落とされているかについて中心的に議論いただきたいと思います。答申案の文章と言うことにもなりますが、時間の関係上、てにをは関係でどうしても調整がつかない場合には最終的に私に一任いただければと思います。内容については、ほぼ前回に結論が出されていますので、それがきちんと文章化されているのかを掲示して議論していただければと思います。事務局から説明がありますでしょうか。</p> <p>○事務局： 2点ご連絡がございます。1点目がお詫びと訂正になります。5月20日の第1回審議会で諮問させていただきました諮問書につきまして、文書の発番の番号が誤っておりましたので、今回改めて訂正させていただきます、差替えをお願いするものでございます。</p>	

2点目でございますが、第3回目の会議録の確認でございます。事前に送付させていただきましたが訂正等ございましたでしょうか。

(※各委員より意見なし)

ないということでしたら公開の手続きをいたします。以上でございます。

○会長：

それでは前回の実質的な議論を踏まえて、本日は答申案を最終的に確定していくという作業に入っていきたいと思えます。

まず、1ページ第1「はじめに」から第2「答申」までをご説明いただき、その後本日を中心的な第3「審議の経過」について議論をしたいと思えます。第1と第2の部分は役所の文章の形式というものもありますので、どうしてもおかしいということがあれば修正をいたしますが、原則この文章については確定して、委員の皆さんで議論していただきました第3の部分でフォーカスしていただきたいと思えます。

それでは事務局で第1と第2についてご説明をお願いします。

○事務局：

それではご説明をさせていただきます。

答申案の1ページ目をご覧ください。第1「はじめに」では、諮問事項、会議の開催回数をお示しした概要となっております。「本審議会は、西東京市長から平成27年5月20日付27西総職第535号により西東京市特別職の報酬等に関して次の事項について諮問を受けた。」ということでございます。諮問事項については、いろいろご議論もいただきましたが、「1 現行の特別職の報酬額の妥当性について」ということになります。申し訳ありませんが、答申案に「報酬の額」とありますが、「報酬額」と修正させていただきたいと思えます。もうひとつは「2 期末手当の年間支給割合を4.20月に引き上げることに」ということになります。続いては、「諮問を受けた本審議会は、平成27年5月20日に第1回、6月30日に第2回、7月21日に第3回、7月27日に第4回、8月3日に第5回の審議会を開催し、審議した結果、次のとおりの結論に達したので答申する。」ということになりますが、8月5日につきましては、次回の会議を想定したとするものでありまして予定として考えていただければと思えます。

第2の「答申」でございます。「1 本市における市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料の額について」ということでございます。この並び方につきましては、条例ごとに区分した形で並べております。市議会の議員の議員報酬の額というのが一つの条例としてございます。市長、副市長、常勤の監査委員の給料というところで条例があり、教育長の給料ということで単独で条例があり、このような並びになっているところであります。「市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。」ということですが、第2回の会議で議論の進め方として論点を3つに整理させていただきました。1点目は21年答申の体系・水準論に基づく考え方について議論いただきました。2点目としては基準となる部長級の給与については、モデルケースを採用したらどうかという議論でございます。3点目はその2つを前提に、事務局から各市の状況をお示ししながら市長の設定倍率を1.5とした場合の副市長等との間差を確

認しております。確認した結果、大きな差は無いということで実際の金額を算出してみたその結果がここに示しているところでございます。

期末手当の支給月数につきましても4.2月に引き上げることでご同意いただいた、というのが前回の会議内容と認識しております。また、教育長の法改正に伴う対応でございますが、水準からすると大きな差が無いということで体系上の位置付けは変更しないとされたものです。金額につきまして読み上げさせていただきます。議長月額642,000円を627,000円に、副議長月額574,000円を561,000円に、常任委員長月額557,000円を544,000円に、特別委員長月額557,000円を544,000円に、議会運営委員長月額557,000円を544,000円に、議員月額540,000円を528,000円に、市長月額1,013,000円を990,000円に、副市長月額898,000円を877,000円に、常勤の監査委員月額696,000円を679,000円に、教育長797,000円を778,000円に改めるという内容でございます。2の期末手当の年間支給割合でございますが、先ほど申し上げたとおり報酬等と同様に一般職の職員の給与を前提として、その額を反映させるべきことから、現行の3.95月から0.25月分引き上げ、支給割合を4.20月とすることが適当であるというようにしたものであります。以上が説明でございます。

○会長：

先ほど申し上げましたが、第1と第2のところは、これまでもそうでしたが、これからは恐らくそうなると思っておりますが、具体的に数字や諮問番号、日付、金額の所を空白にしておいて、審議の結果を入れていくような文章となっております。ここに大きな加筆をする必要は無いと、結論だけ冠を得て用を得たという感じで書いていただいていると思っておりますし、私も職務代理にもご覧いただいているところです。この部分はいかがでしょう。

○委員：

いただいた答申案について私なりの案がありますので配っていただければよろしいでしょうか。

○会長：

簡単にご説明ください。

○委員：

まず第1になりますが、「特別職の報酬額の妥当性について」というところについて、「報酬額」とは、報酬月額と給料月額である、と「特別職」には、新・教育長も含む。というような添え書きがあった方が良いか、というのが一つと、と答申につきましては、議長も含めて議員と言いますので、議員と言った時に誰を指すのか紛らわしいので、「議会議員」とすれば議長等、全てを含めますからその方が良いと思います。「議員報酬」を「報酬月額」、「給料の額」を「給料月額」として、月額の変更ところで、議長から議員までを「議会議員」、市長から教育長までを「執行機関」とした方が良いと思います。「教育長」については、以前の「教育長」と紛らわしいので今回に限っては「新・教育長」として従来の教育長と違っていきいますところを言った方が良いかと思っております。それと教育長の後にある「に改める。」は行を変えた方が良いと思っております。また「額については、次のとおりとすることが適当である。」とありますが、なぜ

適当であるのかということについて言及しておいた方が良いのではないかと思います。2の期末手当については「その額を反映されるべきことから」というところを変えた方が良いかと思いますので、特別職の期末手当については「一般職の職員の期末手当等も勘案して」というようにした方が良いと思います。

○会長：

ありがとうございました。1点目につきまして、委員がご指摘の内容は委員間で共有され、確かにそうだとということがありました。が、諮問の事項が文章と違うということはずい、ということはお解りになりますでしょうか。この点につきましては諮問の事項が「報酬」となっているのだけれども、第3の審議経過の所でこう解釈して審議をしたというように書かせていただこうと思います。

○委員：

今回の諮問については、報酬と期末手当を分けた方が良いと思います。前回の諮問では報酬額の妥当性についてということだけでしたが、今回は報酬額と期末手当を切り出しているものですから、前に会長は2のところは別掲でなくて再掲になっているといわれました。読んでいく限りにおいては再掲とするのは難しいのではないかと思います。それをわかった上でということであれば私は了解しますが、問題提起だけにさせていただきたいと思います。

○会長：

1点目についてはいかがでしょう。

事務局：

委員のお話を伺って諮問事項の記載の仕方について、誤解を受ける表現もあったかと認識をしているところでございます。会長が言われましたとおり、諮問文について、ここで変更するわけにもいきませんから、ほとんどの委員の皆様は報酬額についてということは、そういうことも含んでいるということをご理解いただいていると認識しております。できましたらこのままにさせていただきたいと思います。

○委員：

私はこのままでも良いですが、答申が1と2に分かれていますよね。そうすると諮問の1に対するのは答申の1ですから対応しているわけですよ。その上で、皆さんが了解するのであれば異論はありません。

それともう一つは新・教育長のことについて後で出てきますが、新・教育長についても審議しましたということが出てきますので、どこかで新・教育長も審議の対象になるということに簡単に触れておいたほうが良いかなということで諮問事項1の所に特別職には新・教育長を含むというところで知恵を出しているということですね。その上で皆さんのご意見をお聞きしたいと思いますが、決してこだわっているわけではありません。

○委員：

私は、1の方で報酬額と特別職の新・教育長は逆に無いのではないかと思います。下

の答申の教育長の中に入っていますよね、教育長も特別職として判断しているわけですよね。ですからあえて「新」とつける必要も無いのではないかと思います。

○会長：

多分、委員のご指摘のとおりで良いと思いますが、法令上の用語にするべきであって、「新・」というのは一体そもそもこれはなんだ、ということになると思います。「新・」はいらないかと思いますし、条例上は教育長なのですよね。ですので「教育長」が「教育長」とわかる文言の方が適切であると思います。

○事務局：

補足説明をさせていただきたいと思います。

先般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されましてそれに対しまして教育長を特別職とする条例を三月議会に上程させていただき、お認めいただいたところでございます。また報酬審議会を特別職の位置付けとして、教育長としての審議事項に入れるということをご議論させていただき、お認めいただきました。ただし、今現在在職している教育長の任期については、今いる限りは元の教育長のお役目をする、ということになっておりまして、つまり4月の段階で教育長の職は替わっております、また教育長は新たに7月に就任されておりますので、その辺りをご理解いただければと思います。

○会長：

それでは、ここの「新・」は無しということで行きましょう。

最後の論点ですが、諮問事項の1、2ですが特に今回2は切り出されている、2だけは再掲だと、しかしそれであれば1の方は「報酬月額」を指しているのではないかと、ということが委員のご指摘ですね。ですがこれも最終的に事務局には失礼な言い方になるかもしれませんが「諮問の仕方が不正確だ」という話に結果的にはなるかという気がします。ですから月額、期末手当を聞けば良いのではないかと、それに対する答えと書ければ良いのではないかと、というのが委員のご指摘ですけれども、諮問された以上は諮問の内容がやや不正確であっても仕方がない、私は考えます。

○委員：

諮問を最大限尊重する形でどのようにしたら良いかと考えています。諮問がおかしいと言っているのではなくて、諮問に合わせていきたい、諮問事項に合わせていきたいということで知恵を出しているわけです。

○会長：

合わせていきたいということでしたら、諮問事項そのまま報酬額の妥当性について答えるというのが理想です。そういう意味で本当は1の中に期末手当もちゃんと書いてあるべきだと思いますけれども、2の方で切り出されているのだから2に書くというようにしたらいかがでしょうか。

○委員：

それで結構です。

○会長：

ご指摘の部分についてはよく分かります。諮問事項が重複して書かれているのであれば、本来であれば切り分けて書くべきでないか、というのは本当のところですが、できれば今のようなところについては次回の課題にさせていただいて、諮問の厳密さ、精密さなどを次回の諮問の際にご留意いただくということでお許しいただければと思います。

○委員：

委員の文章の中にも入っていますが、限られた時間の中でということなので、十分な議論が尽くされていないということであれば本論を議論するべきで実態のある会議にすべきだと思います。

○委員：

私も先ほどから言っていますが、今回の諮問を最大限尊重する形でどういう風にしたら良いかと考えているのですが、最初に思ったのは何で急に期末手当だけが具体的に4.20が出てくるのか、1の報酬額でも具体的な数字が出てきたら整合性がとれるし、期末手当の妥当性を聞くという諮問なら良いのですが。それであれば報酬額でも具体的な数字を提示すべきではないかなあ、と疑問に思っただけですので、会長が言われるとおりこだわりません。

○会長：

今回は、一般的に言う法律家としての文章を作るときには二つのパターンがあると思うのですが、プロセスや理由付けを全部書いた上で結論を書く、という場合と最初に結論だけバチッと書く、となぜ4.2だけ書くというところまず結論を書いた上で、その後になぜならばこういう理由であるということを書いているということですが、今回は後者にしてみた、結論をバーンと出す、ここだけ読んでも確かにわからない、だからこその後ろに非常に詳細な文章を付けているわけです。ですからこの段階で見えないではないか、というのは後ろの方を読んでもいただければ確実にわかる情報になっているというようになっているとご理解いただければと思います。

では修正点としては、諮問事項の1の文章を諮問事項に合わせるという修正をさせていただきます。もう一ヶ所は日本語の問題ですので私におまかせいただきたいのですが、期末手当の年間支給割合のところ委員がおっしゃったのですが、「給与を前提としてその額を反映されるべきことから」のところ「給与を前提としてその額を反映すべきことから」でも良いかと思えます。この2点を修正させてください。

あともう1点あるとすれば、第2答申の1で「に改める。」を改行するかについては、西東京市の文書作成のパターンがあると思いますからそれに合わせていただければと思います。

では次に参ります。今回は審議の経過のところを前回の答申に無かった部分、理由付けのところを付け加えています。こちらについて事務局からご説明をお願いします。

○事務局：

答申案を一部読みながらご説明させていただきます。1特別職の報酬等の審議を行う

にあたり、本審議会では平成21年11月での答申（以下「平成21年答申」という。）で導かれた「体系」・「水準」論を踏まえて、この内容を見直す必要があるか、という観点から議論を行っていただきました。平成21年答申で導いた「体系」・「水準」論の趣旨については以下のとおりということで、(1)、(2)で「体系」と「水準」をお示ししているところでございます。体系につきましては市長、副市長、は常勤職であり給料及び期末手当はその職責に応じた格付けを行うことが可能である。その際、準拠基準としては常勤である一般職の部長級職員が最適である。2番として、特別職の格付け割合算出（例：市長年収／部長級職員年収）にあたっては、申し訳ありません「は」の句読点がカンマになっておりますので「、」に直させていただきます。それと1番のところ、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員とありますが、条例に合わせますと教育長と常勤の監査委員の順番が逆になっておりますので市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長に入れ替えさせていただきます。

続けてご説明させていただきますが、本市を除く類似団体9市の平均値と本市を除く東京都25市の平均値の間で相互にバランスの取れた値をもとに検討することが適当である。3番として、議員の報酬については、その法的性格は曖昧である。地方自治法の改正により議員報酬が他の非常勤職員の報酬規定から切り離されたため、純粋な意味での非常勤には相当しないと考えられるが、格付けについては常勤職の準拠基準である一般職の部長級職員を上回らない程度にすべきである。この(1)体系につきましては、平成21年答申と内容が変わることはありません。(2)として水準でございます。社会経済情勢を特別職の報酬等にどのように反映させるべきかについては、民間企業等の給与実態の網羅的な調査に基づく人事院勧告及び東京都人事委員会勧告を反映した本市一般職の部長級最高年収額を用いることが適当である。これにより、社会経済情勢に応じて特別職の報酬等の額の水準を導くことが可能になる。また、上述の基準で導かれた特別職の報酬等の水準に対し、いかなる場合に市民感情からの見直しを施すかについては、平成21年答申では「本市の財政状況」、とりわけ「本市の財政状況が著しく悪化した場合」という例示がなされている、というところでございます。

大きな2番でございます。1で述べた、これまで述べた「体系」・「水準」のうち、「体系」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により権限・職責が見直された教育長の給与体系上の見直しが必要か否かを審議した。その結果、新教育長の権限・職責については従前とさほど変わらないことが確認されたため、平成21年答申で示された体系上の位置づけを変更しないこととした。また、(2)「水準」については、直近の人事院勧告及び東京都人事委員会勧告の状況を確認した。加えて、本市の財政状況が平成21年答申にいう「本市の財政状況が著しく悪化した場合」に該当するかが審議された。その結果、本市の財政状況は必ずしも楽観できないものの、著しく悪化しているとはいえないことが確認された。以上の検討により、本審議会としては、引き続き平成21年答申で示された体系及び水準を維持し、これを基本的な考え方で議論すべきとの結論に至った。但し、「水準」で示されている「一般職の部長級最高年収額」の決定については、不明確な部分があること、また、その時点での部長職についての職員の状況により最高年収額が変動するのでは、という意見が出された。その結果、偶発的な要素に左右されない、最短で部長職に昇進した場合のモデルケースを水準値とする考え方が提案され、試算することが各委員間で了承された、というところでございます。これを基に計算書を3枚お配りしておりますが、確認を行いました。大きな3で、上記のプロセスを前提に、各特別職の年収格差を確認した。平成21年答申で当時設定した各特

別職間の報酬等年額の間差について、類似団体の直近の数値と比較をしたが、最大値、最小値、平均値と大きな違いは無いことを確認し、その上で実際に各特別職の金額を算出した、というものでございます。説明は以上でございます。

○会長：

それでは本日の実質的な議論になりますが、第3審議の経過のところになります。すでに2点の修正があります。(1)の1の市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の並びを変えるということ、あと、2のカンマを「、」に替えることとございました。

○事務局：

もう1点よろしいでしょうか。大きな2番の3行目、「その結果」の後に「新教育長」とありますが、「改正後の教育長」とした方がよろしいでしょうか。

○会長：

丁寧に書くとすれば、「法改正後の教育長」が良いかと思しますのでそれにしましょう。今、3点の修正をいただきました。この審議の経過については、一旦事務局で作っていただいたものに、私に加筆をして、比較的大幅に書き換えています。どういう構成にしているかと簡単に説明しますと、1のところは前回の答申をもう一度確認するという作業です。2はそこからどのような変化があるのか、ということを確認したということです。具体的には体系論では、教育長について、水準論では市民感情に基づいて経済社会情勢から導かれた値について、市民感情を踏まえた修正が必要なのかどうか、とりわけ財政状況が著しく悪化しているのかどうかという例示に基づいてその状況にあるのかどうかを確認したということです。そういう意味では1は原則、2はそれ故に現状を当てはめた結果であります。この大きな1と2に基づいて3で公式のような1と2に当てはめた結果、現在どうなるのかということを確認したという形になっています。委員よりご指摘いただいておりますので、中身を中心にご説明をお願いいたします。

○委員：

まず審議の経過について、大きな1の二行目で体系・水準「論」というのは少し仰々しいので、「の考え方を」にして、四行目の頭に「なお、」を入れて、体系・水準「論の趣旨に」を「に係る論議に」にしたい方が良いと思います。(1)体系のところにつきまして、説明は省略しますが、少し文章が長めなので簡略して書いてみました。

大きな2のところでは、「新教育長」について「法改正後の」となりましたので了解をいたしました。また、「以上の検討により」以下を2から分けて大きな3としたこと、「引き続き平成21年答申で示された体系及び水準を維持し」というところを「引き続き平成21年答申で示された体系及び水準を参考にして」としました。

大きな3を新たに4としたことと、「上記のプロセスを前提に」を「上記のプロセスを踏まえて」にいたしました。以上です。

○会長：

文章については最終的に私にお任せください。その中で内容的に関わるところで気になりましたのは、大きな1の(1)体系のところですが、委員は文章が長いので簡略化したということですが、同じ三行ですけれども、1は私がこれを書きました時に、体系論で

は各特別職の給料等をどう導くかというところは、その職責に応じた格付けを行うというところが非常に大事だと思いました。市長と副市長が違いますよ、というところは一番最初に考えなければいけない、市長の職責があり、副市長の職責もあるということで書きました。その上でその際に準拠の基準はどうなるか、という理由付けにしています。委員の文章ですと、特別職のことについて議会議員が先に出ておりますけれども、そこはきちんと書いておきべきだというのが私の主張です。

委員：

「格付け」というのは給与関係の専門用語なので特別職の方に使わない方が良いのではないかと思います。こういったところで使うと違和感があります。

○会長：

給与関係ではしばしば「格付け」という言葉を普通に使います。一般用語でないということについては、ご指摘のとおりですが。

○委員：

一般職の場合では、1級、2級、3級とか格付けと言います。

○委員：

すみません、諮問というのが報酬額の妥当性の諮問と、4.20という割合がどうかとことであって、確かに大事ではありますが言葉の定義の諮問ではないと思います。会議がすぐずれていると思います。

○委員：

委員の修正内容について私はわかり易くて素晴らしいと思いますが、内容に関する議論をしてから文章についてやっていった方が良いのかなと思います。私の理解の確認というか教えていただきたいのですが、結果的に市長ですと年収総額が88,000円下がっていますよね。トータルでは下がっているのですが、その理由というのは毎月の給料が下がって、ボーナスは上がったけれども結果的には下がってしまうということですよ。一般的な公務員の方の給料は全体的なベースは今、上がっているのでしょうか。

○会長：

公務員の全体的なベースは上がっています。

○委員：

ですが部長級の最高の数字が下がったから結果、下がったということですよ。

○会長：

もう一度整理しますと、2つ要因があります。前回の答申と今回の答申が違うのは、前回は実際にいた生身の部長の給料を使った。今回の議論でそれはまずいだろうということでしたのでモデルケースを出した。その差が確かにあったらだろうというのが1点です。

2つ目ですが地方公務員は国家公務員に準拠して実際に給料が決まっているのですけ

れども、その給料表が都心部と地方部で同じでいいのか、という議論がありまして給料そのものの割合はぐっと少し小さくなって、地域ごとにお金が出るような地域給というような別途、手当として生活実態を踏まえた都市と地方との格差を反映させましょう、ということで議論になりました。今回は、都市と地方の差がさら広まったというのが人事院勧告及び東京都人事委員会でしたので給料そのものは下がってしまうというわけです。

○委員：

西東京市は地方、ということになるのですか。

○会長：

地方というか、地域手当の最高額ではないです。0パーセントから20パーセントの中で今回、西東京市は上から3番目で15パーセントということです。その前の地域給は、0から18パーセントでしたので、2パーセントさらに差をつけていこうという関係で、給料が上がったのだけれども、結果的に下がったという形になっています。

○委員：

私の案の最後のところに、この答申によって報酬月額と給料月額の年間節減額はいくら、期末手当の引き上げによる年間増加額はいくらで、差引で年間いくら下がるという記載をさせていただいています。

○委員：

体系と水準によって設定倍率と間差ということで市長の給料が1,013,000円から990,000円に下がって期末手当が4.2で妥当だとすると、年間総額で前よりも88,000円程度下がることになりましたが、4.2というのが一般の職員で確定しているのであれば、市長の4.2というのが仮に確定したとすれば、今の時代をどう見るかと思います。確かに経済の水準としては良いようにしようとしていながら、現況としては良くなっていない、だからといって一般の職員の給料総額は上がっているのですよね。

○事務局：

平成21年、22年から下がり続けていました。

○委員：

どこを基準にするか、なのですが、確かに5年前からすると変動して上がり始めた、国の方針としてはずっと下がっているのを持ち直そうという時代ですよ。そうすると、難しいと思うのは、審議している市長で見れば990,000円というのと一般職と比較というのをいつの時点、どこを基準としたら良いかと、現実に上がりきっていないという実態で決めるのか、それともいろいろな人が無理をしてでも給料を上げようとする世の中の世相を少し加味するのか、ということです。ですから少なくとも5年前の基準からすると、88,000円下がっている、その下がっているというのが、今の経済実態とこれから頑張っていこうというのを我々がどのように加味していくのか、というところがもう1つ難しいところかと思います。

○会長：

委員がおっしゃったのは非常に難しい論点で、何を基準にするかというのが確定したとしても、基準となる人のいつの給料を基準として、それを何年間妥当させるのか、ということだと思います。そういう意味では仮に今後景気が良くなっていったとしても、市長他、特別職の方々は次の改定までは景気向上の良い影響を受けることができない、ということになります。理想的には毎年度追いかけて一般職が上がり、その前提として地域の経済社会情勢が上がれば、毎年度行うということもありますが、それを毎回毎回行うのか、ということだろうかという気がします。大きなタイミングで変化を見ていくということはこの前私の個人的な意見として申し上げましたが、その辺りについて本日、ご議論いただいても良いかと思えます。もう少し短く3年位で行うとか、2年位で行うべきだ、大幅な一般職の給与の改定があった時だとか、いろいろな書き方があると思えますがいかがでしょうか。今、景気が上がっているからというのは、今度、下がる時には下げるのかということもあるので、なかなか難しいところだと思います。

○委員：

委員が言われたように、日本に経済が上昇していてもこの西東京市まで影響がくるのは地方というのは遅れてきますよね、そのパターンで、では上がったから上げようよ、というのはおかしいことであって、逆に言えば、基準がこうなのだからこれで我々はやっていこう、その中で5年後に見直し時期が来た、その状況の時に良ければ上げましょうよというのが本来の数字だと思います。下がったからといって、現状、ここでやってきたのだからその時期が来たらもう一回見直しましょうと、これが普通だろうと私は考えます。この議論を皆さんで集まって、実際にどうなのですか、5年前のことがこのままで良いのですか、ということが現の話し合いですから、決定したことは守って、そして次の諮問が来た時までは、やはり諮問をかけるということは、役所の中で考えて欲しいので出すわけですから、その時点で行うのが妥当だと思います。

○委員：

この体系と水準という考え方自体が客観的そうではありますが、実はそうでもないというか、部長職の給料をどう考えるかとかいろいろと多少鉛筆をなめてのところがあるところという、やはり特別職の給料を客観的に誰もがそうだ、と納得するようなものというのはそもそも難しいのかなと思う中で、それを毎年毎年税金をかけてやるよりもある程度カチッと決めてそれでいきましょう、と委員の皆さんが納得できる範囲であれば、それは妥当なのではないかと思えます。

○会長：

やはり今、委員がおっしゃったようにバシッと特別職の給与そのものをいろんな客観的情勢から導き出すというのは100パーセント不可能で、今回の審議の経過はこんなに長く書いたペーパーというのは、多摩地域での他の市でも無いのではないかと思います。そういう意味ではかなり近づいたと思いますが、それでも委員のおっしゃるように、全部きれいにこう書いたら何か数字が導けるか、といったらそこは違うだろうな、限界があるだろうなと思います。ですが考え方自体を示そうというのは今回の皆さんの議論の中で出てきたところだと思います。どうでしょうか、ここには書いておりませんが、先ほどの委員の意見がありましたので、次回の答申の時期につきましても、概

ね5年後が望ましいと考えるが、著しい経済・社会情勢の変化があった場合には、その都度、諮問がなされ答申が行われるべきであるという書き方をして、景気がぐっと向上した、マイナスの時もあるでしょうけれどもその時には、例えば概ね5年という原則をはずして短めのサイクルで市長等の給料を考えていくということにせざるを得ないと思います。そういう文章を付け加えるということはどうでしょうか。

委員：

私は諮問の間隔、期間というのを今回、特別に問題にしているわけではなくて、西東京市の経済の現況というのと国が思っていることをそのまま入れることはないですが、起爆剤のような要素として少し加味するのか、そこら辺のどちらを委員の皆さんが尊重するのか、というところだと思います。

○会長：

今のようなご意見ですと、答申の一番最後に各委員の意見をいただく附帯意見がありますので、委員が言われたことを文字に起こしてもらいまして、合わせて私の発言したところも一委員としてこういう形で良いのではないかというところを書いていただくということにしたいと思います。なかなかバシッと決めるということは難しいと思います。

○委員：

その件に関しては会長と同じように経済状況を鑑みて、5年に一度を短縮するということは大いに結構だと思います。そういう文章の書き方についてはある意味必要かと思っています。

○会長：

附帯意見のところはその辺りをしっかりと書いていきたいと思っています。

○委員：

基本的には5年で、その中で必要に応じて、ということですね。

○会長：

委員からいただいている形式的なところについては一旦、私の方にお任せいただいて、少し修正をさせてください。そして、この文を替えましたというところで内容的については立ち入ることなく、もう一回確認をいただいて、最後私の方にお任せいただければと思います。

委員からも審議会について、多分、附帯意見ということにいただいていると思うのですが、内容的にご紹介いただければと思いますが。

○委員：

今日は、答申のてにをは、というところですがけれども各委員が言われる本質論だということでしたら私の案の最後のページに書いてあるとおり、地域の経済情勢、財政状況、市民感情がどうなのか、類似団体との比較、議会・議員の活動状況といったことが結論を導き出す時に総合的に勘案しました、というようなことが無いと結論には賛成で

すけれどもちょっと弱いのかな、と思います。

○委員：

私としましては、それについて意見をお聞きしたいのです。形式論ではなくて。

○会長：

財政状況につきましては、財政課より説明をいただきましたところですし、市民感情についても市民団体からのペーパーを情報共有するとともに財政状況が悪化しているかという確認をいただきました。類似団体との比較もさせていただきました。地域の経済状況をどう捉えるのかというのは難しいところでありまして、地域の経済情勢をはかるバロメーターは西東京市の市役所の一般職の職員の給与だろうと思いますが、それでもはかれないということがあるのは確かで、ではどうやってはかるの、と言うことはなかなか難しいところと思います。あらかたいろいろな形で議論してきたと思うのですが。

○委員：

お伺いさせていただきたいのですが、答申に資料は添付するのでしょうか。

○事務局：

いろいろとあると思いますが、必要であれば付けることもできます。第1回目からの会議資料を付けることも可能でございます。第3回でお示ししました比較と結果については付けるべきだと認識しております。

○会長：

仮にここで最終的に、今回あるいは次回に一定の結論が得られたとした場合に市長に答申しますが、実際に条例改正の手続きはいつごろになりますか。

○事務局：

8月中に手続きを行い、9月に上程したいと思っております。

○会長：

議会の議決に基づいて、9月か10月には市報などで広報がなされますか。

○事務局：

9月の議会で上程しまして可決いただきましたら10月の市報には載せられます。

○会長：

委員には文言のいろいろなご指摘をいただきましたが、市報を通じて市民の方には分かり易く伝えていただくということをぜひともお願いしたいと思います。

○委員：

それで実施時期は例えば4月に遡って適用するのか、議会を通過してから適用していくというのか、その辺はどう考えていますか。

○事務局：

条例の作り方になりますが、遡及する場合は附則を付けて条例改正をする必要があります。ですがこちらとしましては、本則改正のみで条例改正後、10月1日からということで適用したいと考えております。

○委員：

報酬審議会で時期はいつですよ、ということは議論の対象にしなくても良いのでしょうか。

○事務局：

そこまでの諮問はしていませんので事務局判断という形になろうかと思えます。

○会長：

その辺りは適切に判断いただければと思います。

○事務局：

一点お聞きしたいのですが、今、会長を含めまして附帯意見の中で5年に一回程度でどうか、ということがございました。そうした場合のことなのですが、一般職の場合、期末勤勉手当が毎年のように支給月数が変動します。その辺りをどのようにお考えになるかをお聞きしたいと思います。

会長：

私個人の考えですが、徹底的に追いかけていくか、一定の期間は仕方がないと決めて、上がる時もあれば下がる時もあるという形で処理していくしかないという気がします。そういう意味では期末手当が仮にどれくらい変わったらやるのかというのを含めて、なかなか毎年度というのは難しい、ですから5年単位くらいで期末手当が上がろうと下がろうと月数はそのままが良いのではないかと思います。

○事務局：

これまでの西東京市のスタンスとして、期末勤勉手当の支給月数が変わった場合には必ず報酬審議会は開いているという現状があるものですからお伺いしました。

○会長：

前回は21年で答申を出した時に、その翌年にやりましたね。どのくらいの差がありましたでしょうか。

○事務局：

0.2くらい下がっていました。

○委員：

議員の報酬についていろいろ見ていると、正しいかは別として、議員は任期が4年じゃないですか、それでその時の報酬で当選してきているわけだから、選挙の前位に次の4年間の報酬はいくらだ、ということを経験者の場合は決めても良いのではないかと思います。

議論が一部にはあります。

○会長：

ご指摘のとおりです。ただ議会はいつ解散されるかわからないので、市長と時期がずれていたりすると、教育長は常に変わりうる、そういう意味ではどのタイミングでというのは非常に難しい、ご指摘としてはそのとおりですが、ではどうするかというとなかなか一定の一義的な結論が導けないと、そうなる結果的にこの時期でやって、ということになってしまいます。

○委員：

議員の報酬、市長の給料はこの審議会で決まっているわけですから、そこで議員に立候補してくる、市長に立候補してくると、その時点でそんなことを考えてくる人はいないと思います。だから5年に一度が基本であってしかるべきだろうと、その4年間の間に上がるか下がるかは、たまたま経済状況の問題と5年目という筋目に当たった時に、変化するのは妥当だと思います。それを一つ一つ考えたら何もできないですし、議会もいつ解散するかわからない、あるいは副市長、教育長もいつ改選されるかわからないという状況下でやれるのかということになります。基本はそこまで考えないで、大前提として部長の基本給がこうだからこの1.5でやりました、というそれさえ西東京市がしっかりと持っていればよろしいのではないかと思います。

○会長：

実質的にご指摘としてはそのとおりです。その先に具体的な結論がなかなか得られたいというのが委員のおっしゃるとおりだと思います。

では、委員に少し長めにいただいているのですが、附帯意見については3、4行くらいで簡略化した原案を委員と委員と私との3名分ご用意いただいて、ご本人の意図が伝わるようであれば、載せていくという形にさせていただきます。

○委員：

今のところ、意見を述べているつもりはありませんでした。皆さんがこれに時間をかけて論議して、皆さんのご意見を介しながらと思っていたのですが、今回では終わりそうにないですね。次回になると出席できないのでお話しすると、この審議会は最初から上げるとか下げるとかということではなくて、まず上げるのが良いのか、下げるのが良いのかというのをまず、審議したいと思いました。その報酬月額がどの位になるのが妥当なのか、それから期末手当が一般職員に比較して特別職の方も同じであり必要があるのか、額もそれとイコールが良いのかというのをまず、皆さんと論議した中で結論を導き出されれば一番良いなと思っているわけですよ。それで私としては今の時代をどう見るかということなのですが、日本の経済、西東京市の経済は決して良くなっていないわけですね。5年前に比較しても政府も日銀も持ち上げようとしてPRしていますがそれでも西東京市のいろいろな人の所得は高くなっていない。かといって市長を例にとってもこれだけの減額は議員の方も含めてかわいそうかな、という気もします。そういう形で西東京市の現況というのと将来を見据えてみんなで頑張っていくというプラスアルファを加味するべきかというので私としては皆さんの意見もお伺いしたかったです。結論から言いますと、西東京市の現況といろいろなことを考えると、提示されたこの額で致し

方ないとは思っています。ですがもう少し皆さんが、時間をかけて論議をしていただけた上で意見を述べたかったです。

○会長：

では今のご意見にもありましたけれども時間的にそろそろ総括的な審議ですけれどもこれだけはこの場で伝えたいということがあればご意見をいただきたいと思います。

○委員：

私は市民公募委員ですので、市民感情というところから言わせていただきます。私も結論から言いますとこれで良いわけですがけれども、市の厳しい財政状況を踏まえまして爪に火を灯すように市民は節減に協力しているわけです。それともう一方では市民は負担増を強いられているわけです。そういうことを踏まえての議論も必要ではないかと思っています。

○会長：

今のご発言を要約しますと引き続き市民感情に配慮した特別職の報酬額を厳格に考えていくべきだ、ということだと思います。

では私の方で今出ましたご意見等の確認をさせてください。

第3のところでは、大きな1、(1)体系、1で教育長と常勤の監査委員を入れ替えることが一つ目、二つ目として2のカンマを「、」に替えて、三つ目として大きな2の「新教育長」というのを「改正後の」と替えるというのがありました。これ以外のところで委員からいただいているご指摘については、こちらの方が読み易いというところを精査しまして反映すべきところを反映させていただきたいと思います。合わせて附帯意見としましては、私と委員と委員のご発言を三行程度に要約して、ご本人がよろしいということであれば私にお任せいただきたいと思います。

以上が本日の審議内容でございました、これでよろしいということであれば、次回、最終的に市長に答申したいと思います。最終的な確認ですが、この答申案でよろしいでしょうか。

(※各委員から異議なしの声あり。)

○会長：

ありがとうございます。

次回以降、市長に私の方から答申をお渡ししなければいけないタイミングもありますのでその辺りの説明を事務局からお願いします。

○事務局：

事務局にありましては会議を始めるに当たりまして、全4回を予定しております。そういった予算組も取っております。5回目につきましては、答申ということで予定しておりますので、できるならば会長と事務局で整理をさせていただいて、それを今週辺りに皆さんにお配りしてそこでご異議なければそのまま答申、という形に持っていければと考えております。

○会長：

もしよろしければ、私の方で責任を持って市長に例えば一週間後の8月3日あたりにお時間をいただけるのであれば、今週、最終的に案を確定して確認いただいた上で私とできれば職務代理の二人で市長室にお伺いしてお渡しをしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(※各委員より異議なしの声あり)

○会長：

また実際に答申した内容につきましても実際の文書で各委員へお配りいただきたいと思います。では私からは以上でございます。事務局から何かございますか。

○事務局：

委員の皆さんが一堂に会するのは最後となりますので会長の方から一言お願いいたします。

(※会長より挨拶あり)

○事務局：

時間がまだございますので各委員からご挨拶をいただければと思います。

(※各委員より挨拶あり)

○事務局：

ありがとうございました。

それでは事務局を代表しまして総務部長からご挨拶申し上げます。

(※総務部長より挨拶あり)

○会長：

以上を持ちまして本日の審議会を閉会いたします。

皆さん、ありがとうございました。

以上